

令和8年度岐阜県緑の博士（グリーンドクター）A級研修受講応募要領

1 応募資格

- (1) 岐阜県在住者または岐阜県在勤者であること。
- (2) 樹木の保護、樹勢回復、治療に関する業務経験が通算して3年以上あること。
たとえば、①造園業、植木生産業、農業、林業等を営む者
②農林高等学校、専門学校の教職員
③農林業・緑化関係の公益法人、会社の職員
④国、地方公共団体の農林・緑化関係職員
⑤大学及び研究所の教職員、研究員（森林系、植物系、造園系等）等、あるいはその退職者で相応の実績のある者が対象となります。
業務経験の詳細な取扱いについては、申込書記載上の注意事項を参照してください。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
イ. 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者

2 応募手続き

- (1) 応募受付期間
令和8年6月22日（月）～7月24日（金） 当日必着（持参の場合は午後5時まで）
- (2) 申込方法
次のいずれかの方法で申し込みください。
ア. 県庁または農林事務所への郵送または持参による提出
イ. インターネットの応募フォームから申請
- (3) 受付場所
ア. 岐阜県庁林政部森林活用推進課森林吸収源対策室 緑化推進係
所在地：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
電 話：058-272-8255

イ. 居住地（勤務地）を所管する農林事務所林業課（別紙参照）

ウ. 下記のインターネットの応募フォーム
<https://logoform.jp/form/T8mB/1652127>
- (4) 応募手続きに必要な書類
ア. 令和8年度岐阜県緑の博士（以下「グリーンドクター」という。）研修申込書（別紙様式第1号）
イ. 職務経歴書（別紙様式第2号）
ウ. 業務実績書（別紙様式第3号）
※業務実績書及び個表については、控えを手元に残しておいて下さい。（郵送・持参の方）
エ. 職務経歴証明書（別紙様式第4号）
オ. 刑罰等に関する誓約書（別紙様式第5号）
カ. 住所氏名を記載した返信用封筒2枚（110円切手を貼付すること）
※応募フォームで申し込まれる方、メールでの結果通知を希望される方は不要です。
なお、応募フォームで申し込まれる方は、ア～オの書類を全てPDFファイルにしたうえで、応募してください。
- (5) 受験手数料 無料

3 グリーンドクターA級研修受講者の選抜試験

- (1) 選抜試験の目的及び受講者の決定
選抜試験はグリーンドクターA級研修受講に必要な知識及び技能をどの程度有しているかを審査

するもので、(2)の方法により研修受講者を決定します。

(2) 選抜試験の方法

ア. 業務審査

研修申込書に添付された職務経歴書、業務実績書等により、応募資格の条件を満たしているかどうか、研修を受講するにあたり必要な基本的知識を有するかを審査します。

イ. 筆記試験

グリーンドクター研修の各科目から選択式の出題により行います。

(3) 選抜試験の日時及び場所（予定）

ア. 日 時 令和8年8月21日（金） 10時20分～11時20分

イ. 場 所 岐阜県立森林文化アカデミー

所在地：〒501-3714 美濃市曾代88

電 話：0575-35-2525（森林文化アカデミー代表）

(4) 選抜結果

可否は選抜結果通知書により通知します。

(5) 試験結果の提供

受験者本人に限り、試験結果の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参のうえ、岐阜県個人情報総合窓口（岐阜県庁1階）へおこしてください。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

請求できる人	開示内容	開示期間	提供場所	本人確認のため提示する書類
受験者本人	筆記試験の科目別得点	試験結果発表の翌日から1か月間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	岐阜県個人情報総合窓口	受験票及び運転免許証等

4 A級研修（予定）

(1) 期 間 令和8年11月11日（水）～13日（金）、16日（月）～17日（火）
全5日間

(2) 研修時間 9時00分～16時00分

(3) 研修場所 岐阜県立森林文化アカデミー

所在地：〒501-3714 美濃市曾代88

電 話：0575-35-2525（森林文化アカデミー代表）

(4) 研修費用 研修受講料は無料です。

ただし、交通費、昼食代、宿泊費等は自己負担です。

(5) 研修科目

科	目
1	樹木の保護に関する制度
2	樹木の生理・生態

3	病虫害と防除
4	気象害
5	樹木と土壌の関わり
6	総合診断と処方

(6) 研修期間中に実施する適性試験

ア. 適性試験の目的

研修受講者が必要な知識及び技能を修得したか否かを判定します。

イ. 適性試験の方法

研修期間中に科目ごとに筆記試験または面接を行います。

5 その他

- (1) A級研修受講時は、実習のできる服装（作業着）と雨具を準備してください。
- (2) 応募書類は一切返却しません。
- (3) 応募書類に記載した現住所、連絡方法等に変更が生じた場合は、すみやかに岐阜県庁森林活用推進課へご連絡ください。
- (4) 応募により収集する氏名等の個人情報、グリーンドクター認定・更新に関すること以外に使用しません（法令等により開示を求められた場合は、この限りではない）。
- (5) 郵送または持参で応募申込された方は、2(4)ウ業務実績書の電子データを下記あてメールでお送りください。環境等により、メールで送ることができない場合はFAXでお送りください。
 森林活用推進課アドレス c11513@pref.gifu.lg.jp
 （件名に「緑の博士実績」と記入願います。また、ファックスの場合はFAX 058-278-2702 へ）

6 認定審査及び審査結果の通知

- (1) 岐阜県緑の博士認定審査会を開催し、選抜試験及びA級研修における適性試験の結果に基づいて認定者を決定します。その結果は、令和8年12月11日（金）までに本人あて通知します。
- (2) 試験結果の提供
 受験者本人に限り、試験結果の開示を請求することができます。
 開示を希望する場合は、受験票及び運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参のうえ、岐阜県個人情報総合窓口（岐阜県庁1階）へお越しください。
 なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

請求できる人	開示内容	開示期間	提供場所	本人確認のため提示する書類
受験者本人	筆記試験の科目別得点	試験結果発表の翌日から1か月間 8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	岐阜県個人情報総合窓口	受験票及び運転免許証等

7 認定証書の授与

認定者には認定証書を授与し、グリーンドクターとして台帳に登録します。授与の方法については審査結果通知の際にご案内します。

8 認定登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の次年度から起算して5年間とし、5年毎に「岐阜県緑の博士登録更新研修」の受講が必要です。

申込書記載上の注意事項

1 様式第1号研修申込書

- (1) 自営業の場合の勤務先名称には、屋号等を記載してください。屋号がない場合は、名称欄に代表者の氏名を、所在地に住所を記載してください。
- (2) 関係する学位、検定、免許の欄には、樹木保護、樹勢回復、治療等に関するものを記載してください。従って、運転免許証等については記載の必要がありません。

2 様式第2号職務経歴書

- (1) 樹木保護、樹勢回復、治療等に関する経歴について、すべて記載してください。第4号様式の証明書が得られないものについて記載してもかまいません。(証明書は3年以上あればよい。)
- (2) 職務経歴の年月数のうち、月数は1日以上在職した月の数とします。
合計年月数は、端数月数の合計12月を1年として計算してください。

3 様式第3号業務実績書及び様式第3号の1～3業務実績書個表

- (1) 業務審査は、提出された業務実績書及び実績書個表により研修を受講するにあたり基本的知識を有するかどうか審査しますので正確に記入してください。
- (2) 業務実績の対象範囲については、次の表のとおりです。

1 次の業務を治療等に関する業務経験とみなす。

- (1) 樹木の診断を行い、治療等の対策を講じたもの
- (2) 樹木の診断を行い、講ずるべき対策について指示・報告を行ったもの
- (3) 樹木の診断結果に基づき、治療等を行ったもの
- (4) 樹木の保護、樹勢回復、治療に関する試験、研究を行ったもの
- (5) 治療後の経過観察を行い、指示・報告を行ったもの

2 次の業務については治療等に関する業務経験とみなさない。

- (1) 樹木、果実等の生産活動のための薬剤散布等で、定例的かつ一般化された方法で行うもの
- (2) 苗木生産のため苗畑で管理されている10年生以下の樹木の保護
- (3) 樹木保護以外の目的(造園、建設工事等)のために行う移植、植栽、接ぎ木等
- (4) 盆栽の治療等
- (5) その他認定審査会部会が不適切と判断した業務

- (3) 業務実績書は実績を審査する上で参考とするため、できるだけ多くの事例(6事例まで)を記入してください。
- (4) 業務実績書個表は、業務実績書の事例の中から代表的なもの2件以上を抽出して作成してください。過去の事例等で記録が十分でない場合、すべての欄を埋める必要はありませんが、できる限り正確に記入して下さい。治療前と治療後の経過等の分かる写真や図面があれば添付してください。

4 様式第5号刑罰等に関する誓約書

- (2)又は(3)が「ある」の場合でも、応募要領の応募資格(3)に該当しなければ応募できますので、処分の時期がわかるように内容を記載してください。